

こども発達センターを窓口として 補装具の製作がもっと身近になります！

杏林大学医学部附属杉並病院で

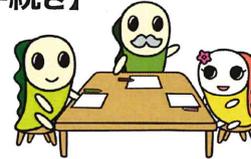
補装具（車椅子・歩行器・座位保持装置・起立保持具・
腹臥位器）の意見書作成ができるようになりました

【今までの手続き】



専門病院に、複数回通院が必要

【これからの手続き】



相談はこども発達センターで行い、
杏林大学医学部附属杉並病院と連携し、
区内で下記の補装具を製作することができます。

対象となる方

杉並区民で身体障害者手帳（肢体不自由）の交付を受けている18歳未満の方

対象品目

車椅子(ハギー)	歩行器	座位保持装置	起立保持具	腹臥位器

こども発達センターを窓口とした補装具製作の流れ



⚠ 注意事項 ⚠
必ずご確認ください！

○杏林大学医学部附属杉並病院の診察は、「補装具のための診察」です。現在の主治医(かかりつけ医)は変わりません。全身の管理、発達についてはこれまで通り、主治医へご相談ください。

○学校や保育園等の施設で補装具の使用を検討される方は、事前に施設の担当者(教員や保育士等)に必ずご相談ください。

お問い合わせ：こども発達センターまでご連絡ください。

Tel : 03-5317-5661